

千葉市公共基準点管理要綱
（平成26年度一部改正）

千葉市建設局土木部

目 次

第1条	目的	-----	1
第2条	定義	-----	1
第3条	管理	-----	1
第4条	使用	-----	1
第4条の2	測量成果のみの使用	-----	2
第4条の3	街区基準点使用に係る包括承認	-----	2
第4条の4	街区基準点使用報告	-----	2
第5条	複製	-----	3
第6条	異状の報告	-----	3
第7条	工事施行の協議	-----	3
第8条	効用の確認	-----	4
第9条	一時撤去及び移転	-----	4
第10条	機能回復	-----	4
第11条	費用負担	-----	5
第12条	測量施行者の選任	-----	5
第13条	新点の設置及び引継	-----	5
第13条の2	電子申請	-----	6
第14条	検査	-----	6
第15条	規定の準用	-----	6
第16条	適用除外	-----	6
第17条	委任	-----	6
	附 則	-----	6、7
	別表1	-----	8
	別表第2～3	-----	9
	別表第4	-----	10
	別図1～15	-----	11～25
	様式第1号～第21号	-----	29～58
	参考1	-----	59～60
	参考2	-----	61～64
	参考3	-----	65

千葉市公共基準点管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号以下「法」という。)の規定に基づき国土交通省の承認を受けた千葉市公共測量作業規程((平成21年6月10日)国国地第141号国土交通大臣承認)及び都市再生街区基本調査事業に基づく都市再生街区基本調査作業規程(平成16年9月3日付国国地発第333号承認)並びに国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定に基づく地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)により設置した千葉市管理の公共基準点(以下「基準点」という。)の管理保全に関し、必要な事項を定め、もってその管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「基準点」とは、千葉市が管理している測量標(1級相当の基準点、2級相当の基準点、3級相当の基準点及び4級相当の基準点)並びに測量成果をいう。この場合において、測量標の種類及びその名称並びに精度区分は別表第1のとおりとし、その構造は別図1から別図18までのとおりとする。

(管理)

第3条 市長は、基準点の管理を適正に行うため、別表第2に掲げる基準点の状況把握及び精度の維持管理を行うとともに、必要に応じて別表第3に掲げる基準点成果の点検整備を実施するものとする。

2 市長は、基準点の管理を適正に行うため、次の各号に掲げる台帳を整備するものとする。

- (1)千葉市公共基準点使用台帳(様式第1号)
- (2)千葉市公共基準点付近での工事施行協議台帳(様式第2号)
- (3)千葉市公共基準点一時撤去・移転承認台帳(様式第3号)

3 前2項に関する基準点の管理事務は、建設局土木部路政課(以下「担当課」という。)が行うものとする。

(使用)

第4条 基準点を使用して測量作業を実施しようとする者(以下「測量業者」という。)は、千葉市公共基準点使用承認申請書(様式第4号)に位置図を添付し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、次のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。

- (1)申請手続きが法令に違反していること。
- (2)当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その日の翌日から起算して10日以内に承認又は不承認の決定をし、千葉市公共基準点使用承認・不承認通知書(様式第5号)により、測量業者に通知するものとする。

- 4 測量作業者は、測量作業の際には千葉市公共基準点使用承認書を常時携行し、本市職員又は土地所有者等から請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 5 測量作業者は、日の出前又は日没後に基準点の使用をしてはならない。ただし、市長又は土地所有者等の承諾があるときは、この限りではない。
- 6 測量作業者は、測量作業を終了したときは、その使用結果を千葉市公共基準点使用報告書(様式第6号)に基準点網図及び基準点精度管理表を添付し、速やかに市長に報告しなければならない。
- 7 市長は、基準点の使用に際し、使用条件を付することができる。

(測量成果のみの使用)

第4条の2 前条第1項から第3項まで及び第7項の規定は、基準点の測量成果のみを使用しようとする場合について、準用する。

(街区基準点使用に係る包括承認)

第4条の3 千葉県土地家屋調査士会は、前2条の規定にかかわらず、地積測量図の作成に関し、別表第1に掲げる街区基準点を使用して測量を実施する場合は、千葉市街区基準点使用に係る包括承認申請書(様式第6号の2)に千葉県土地家屋調査士会の名簿を添付し、市長に申請をすることができる。

- 2 第4条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、街区基準点の使用に係る包括承認申請を受けた場合に準用する。この場合において、同条第3項中「千葉市公共基準点使用承認・不承認通知書(様式第5号)」とあるのは、「千葉市街区基準点使用に係る包括承認・不承認通知書(様式第6号の3)」と、「測量作業者」とあるのは「千葉県土地家屋調査士会」と、同条第4項中「千葉市公共基準点使用承認書」とあるのは、「土地家屋調査士会員証」と読み替えるものとする。
- 3 千葉市街区基準点使用に係る包括承認書の有効期間は、承認日からその日の属する年度末日までを限度とする。

(街区基準点使用報告)

第4条の4 千葉県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士は、前条第2項の規定において準用する第4条第2項の街区基準点使用に係る包括承認を受けた場合において、測量作業を終了したときは、その使用結果を千葉市街区基準点使用報告書(包括承認用)(様式第6号の4)に基準点網図及び基準点精度管理表を添付し、千葉県土地家屋調査士会を經由して市長に遅滞なく報告しなければならない。

- 2 千葉県土地家屋調査士会は、前条第2項の規定において準用する第4条第2項の街区基準点使用に係る包括承認を受けた場合において、各土地家屋調査士のその使用状況を、千葉市街区基準点使用状況報告書(包括承認用)(様式第6号の5)に前項に規定する千葉市街区基準点使用報告書(包括承認用)を添付し、市長に報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する報告は、市長の指定する期日までに月単位で行うものとする。この場合において、指定する期日とは、千葉市街区基準点使用報告書(包括承認用)(様式第6号の4)にあっては毎月10日とし、千葉市街区基準点使用状況報告書(包括承認用)(様式第6号の5)にあっては毎月15日とする。

(複製)

- 第5条 基準点の測量成果のうち、地図その他図表、成果表、写真又は成果を記録した文書(これらが電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。)を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であって、測量法施行規則(昭和24年建設省令第16号)第4条各号のいずれかに該当するものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者(以下「複製者」という。)は、千葉市公共基準点測量成果の複製承認申請書(様式第7号)により、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その日の翌日から起算して10日以内に承認するか否かの決定を行うものとする。この場合において、承認の基準及びその取り扱いについては、国土交通省国土地理院が定める「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」を準用する。
 - 3 市長は、前項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、その結果を千葉市公共基準点測量成果の複製承認・不承認通知書(様式第8号)により、複製者に通知するものとする。

(異状の報告)

- 第6条 第4条第2項の規定により基準点の使用承認を受けた者(第4条の3第2項の規定において準用する第4条第2項の規定より街区基準点使用に係る包括承認を受けた千葉県土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士を含む。)は、測量に際し基準点の破損、亡失、その他異状を発見したときは、千葉市公共基準点異状報告書(様式第9号)に位置図及び写真を添付し、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに必要な対策を講じるものとする。

(工事施行の協議)

- 第7条 基準点の付近でその効用を害するおそれのある工事等を施行しようとする者(以下「工事施行者」という。)は、千葉市公共基準点付近での工事施行協議書(様式第10号)に位置図、平面図、構造図等を添付し、市長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定するその効用を害するおそれのある工事等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1)掘削底面から45度の線に基準点標又は柵がかかる掘削工事
 - (2)車輛、重機等の振動が基準点に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事のうち、基準点から杭、車輛、重機等までの距離が5メートル以下となる場合
 - (3)その他基準点の効用を害すると思われる工事(舗装復旧等)
 - 3 市長は、第1項の規定による協議書の提出を受けたときは、速やかに現地調査を行い、提出を受けた日の翌日から起算して15日以内に千葉市公共基準点付近での工事施行回答書(様式第11号)により、工事施行者に適切な指示をするものとする。
 - 4 工事施行者は、前項の規定による回答書(指示書)の内容に従わなければならない。
 - 5 工事施行者は、第9条の規定による基準点の一時撤去又は移転の承認申請を行い、既に承認を受けているときは、協議書の提出を省くことができる。

(効用の確認)

- 第8条 工事施行者は、前条第1項の規定による協議を行った後、当該工事が完了したときは、基準点の効用に害を及ぼさなかったか否かを確認するため、当該基準点を測量しなければならない。
- 2 前項の規定による効用の確認は、工事着手前と工事完了後との測量結果の対比により行うものとする。
 - 3 前2項の規定による基準点の測量方法及び効用阻害の判定基準は、別表第4によるものとする。
 - 4 工事施行者は、前3項までの規定による測量が完了したときは、千葉市公共基準点の効用確認報告書(様式第12号)に測量結果表及び観測手簿を添付し、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(一時撤去及び移転)

- 第9条 工事施行者は、第7条に規定するその効用を害するおそれのある工事等により、基準点を一時撤去又は移転しようとするときは、工事開始1月前までに千葉市公共基準点一時撤去・移転承認申請書(様式第13号)に位置図、平面図及び構造図等を添付し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、提出の受けた日の翌日から起算して15日以内に、基準点を損傷し、又はその効用を物理的、科学的或いは機能的に害するか否かを審査し、承認又は不承認の決定を行うものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、千葉市公共基準点一時撤去・移転承認・不承認通知書(様式第14号)より、工事施行者に通知するものとする。
 - 4 基準点の設置箇所の土地若しくは建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、自らの都合により、基準点を一時撤去又は移転の必要が生じたときは、速やかに市長に千葉市公共基準点一時撤去・移転願書(様式第15号)に位置図、平面図、構造図等を添付し、提出しなければならない。

(機能回復)

- 第10条 工事施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、千葉市公共測量作業規程に基づき基準点を原状に機能回復しなければならない。
- (1)基準点の付近での工事の結果、その効用を害したとき。
 - (2)基準点を一時撤去又は移転する必要が生じたとき。
 - (3)故意又は過失により、基準点を滅失し又は損壊したとき。
- 2 工事施行者以外の者が、故意又は過失により基準点を滅失又は損壊したときは、前項の規定を準用する。
 - 3 工事施行者又は工事施行者以外の者は、前2項の規定により基準点の機能回復を完了したときは、その測量成果について社団法人日本測量協会(以下「測量協会」という。)の検定を受け、別表第3に定める成果品を修正しなければならない。
 - 4 工事施行者又は工事施行者以外の者は、前3項の規定により基準点の機能回復を完了し、かつ測量協会の検定を受けたときは、千葉市公共基準点一時撤去・移転完了届(様式第16号)に別表第3に定める成果品(基準点標識及び標くいを除く。)及び測量

協会の検定証明書を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、基準点標識及び標識については、利用者への供用開始や本市の管理保全に支障のない状態で引き渡さなければならない。

(費用負担)

- 第11条 工事施行者は、第8条に規定する効用の確認に要する費用を負担しなければならない。
- 2 工事施行者又は工事施行者以外の者は、第10条に規定する機能回復に要する費用を負担しなければならない。
 - 3 第9条第4項の規定により土地所有者等が基準点の一時撤去又は移転を請求する場合において、基準点の設置工事に要する費用(既設の基準点の取り壊しの費用含む。)及び基準点の測量作業に要する費用は、本市が負担するものとする。

(測量施行者の選任)

- 第12条 工事施行者は、第8条の規定による基準点の効用の確認測量を行うときは、法第48条各項に基づき、測量士及び測量士補を選任し、施行させなければならない。
- 2 工事施行者又は工事施行者以外の者は、第10条の規定による基準点の機能回復を行う場合及び次条第2項の規定により基準点を新設する場合においては、法第48条各項に基づき、測量士及び測量士補を選任し、施行させなければならない。
 - 3 工事施行者又は工事施行者以外の者は、第1項及び前項に基づき、測量士及び測量士補を選任した場合は、市長に測量施行者の測量士及び測量士補登録番号を届け出なければならない。

(新点の設置及び引継)

- 第13条 基準点を新たに設置し、又は設置後管理の引継ぎをしようとする者は、事前に担当課と協議しなければならない。
- 2 前項の協議により、基準点標識の購入及び設置をしようとする者は千葉市公共基準点標識購入申請・設置協議書(様式第17号)に位置図及び配点図を添付し、市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その翌日から起算して10日以内に千葉市公共基準点標識購入承認書(様式第18号)及び千葉市公共基準点標識設置協議(回答)書(様式第19号)により、基準点を新設しようとする者に通知するものとする。
 - 4 市長は、基準点が、次の各号に掲げるすべての条件を満たすときは、その管理保全を引き継ぐものとする。
 - (1)測量協会の検定を受け、その証明書があること(ただし、4級相当の基準点は除く)。
 - (2)基準点を与点として設置したものであること。
 - (3)作業規程に定める精度を満たしているものであること。
 - (4)今後の測量に利用できるものであること。
 - (5)基準点の現場管理に支障がないものであること。
 - (6)基準点は別図1から別図18の構造であること。
 - (7)測量法その他関係法令、規程に従っていること。

- 5 基準点を新たに設置し、その管理の引継ぎをしようとする者は、前項各号に掲げる条件を満たした場合には、基準点標識及び測量成果の引継書(様式第20号)に別表第3に定める成果品(基準点標識及び標くいを除く。)を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、基準点標識及び標くいについては、利用者への供用開始や本市の管理保全に支障のない状態で引き渡さなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定は、第10条の機能回復を行う場合において準用する。

(電子申請)

- 第13条の2 市長は、第4条に規定する申請については、同条の規定にかかわらず、千葉市行政手続における情報通信技術の利用に関する条例(平成20年千葉市条例第4号。本条において「条例」という。)及び同条例施行規則(平成20年千葉市規則第21号)の規定にのっとり、電子情報処理組織(条例第2条第4号に規定する市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づく電子情報処理組織を使用して申請を行わせる場合においては、千葉市公共基準点使用承認申請書(電子申請用)(様式第21号)に位置図を添付させなければならない。ただし、使用する基準点番号が特定できると認められる場合は、この限りでない。

(検査)

- 第14条 市長は、第8条、第10条及び第13条に規定する測量作業が完了したときは、検査を行うものとする。この場合において、検査の結果、各条項上の不備がある場合は、直ちに補正を求め、又は成果品等の提出を指示することができる。

(規定の準用)

- 第15条 第4条及び第4条の2並びに第5条から13条まで及び第14条の規定は、千葉市所管の事業に準用する。この場合において、第4条及び第5条並びに第6条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定中「市長」とあるのは「担当課」と、様式第4号から様式第6号まで及び様式第7号から様式第20号までの規定中「千葉市長」とあるのは「土木部路政課長」と読み替えるものとする。

(適用除外)

- 第16条 この要綱において、4級相当の基準点は、第3条(管理)、第4条(使用)、第4条の2(測量成果のみの使用)、第4条の3(街区基準点使用に係る包括承認)、第4条の4(街区基準点使用報告)及び第6条(異状の報告)から第12条(測量施行者の選任)までの規定は、適用しない。

(委任)

- 第17条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局土木部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

- 2 改正後の千葉市公共基準点管理要綱は、施行日以後から適用し、同日前に申請のあったものは、なお従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の千葉市公共基準点管理要綱の規定は、平成20年4月1日以後の申請、協議、届出等に適用し、同日前にあったものは、なお、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の千葉市公共基準点管理要綱の規定は、平成20年8月1日以後の申請、協議、届出等に適用し、同日前にあったものは、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、使用することができる。

別表第1

測量標の種類及び名称			
種類	設置の根拠	名称	構造
千葉市基準点	千葉市公共測量作業 規程 (平成21年6月10日 付 国国地第141号承 認)	1級	(永久標識、真鍮)
		2級	(永久標識、真鍮)
		3級	(永久標識、真鍮)
		4級	(一時・仮設標識、測量鋏)
		節点	(一時・仮設標識、測量鋏)
街区基準点	都市再生街区基本調 査作業規程(平成16 年9月3日付国国地 第333号承認) ※注釈1	街区三角点	(永久標識、真鍮)
		街区多角点	(永久標識、真鍮)
		街区補助点	(一時・仮設標識、測量鋏)
		節点	(一時・仮設標識、測量鋏)
地籍図根点及び細部図根点	地籍調査作業規程準 則(昭和32年総理府 令第71号) ※注 釈2	地籍図根三角点	(永久標識、真鍮)
		地籍図根多角本点	(永久標識、真鍮)
		地籍図根多角点	(永久標識、真鍮)
		細部図根点	(一時・仮設標識、測量鋏)
		節点	(一時・仮設標識、測量鋏)

測量標精度の区分表	
1級相当の基準点	千葉市1級基準点
2級相当の基準点	千葉市2級基準点
	街区三角点
	地籍図根三角点
3級相当の基準点	千葉市3級基準点
	街区多角点
	地籍図根多角本点
	地籍図根多角点
4級相当の基準点	千葉市4級基準点
	街区補助点
	細部図根点
	節点

(国土交通省ホームページ参照)

※注釈1 都市再生街区基本調査とは、都市部の地籍調査を推進するための基礎的データを整備する事業です。

※注釈2 地籍調査とは、土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する事業です。

別表第 2

基準点の状況把握内容 (定期的に行う)	1 保護樹、蓋及びパッキンの状況確認
1 級相当の基準点：3 年毎	2 標石・標杭・標の状況確認
2 級相当の基準点：3 年毎	3 その他異常の有無を確認
3 級相当の基準点：適宜	

別表第 3

成 果 品	1 基準点標識	2 標杭	3 観測手簿及び記録簿	4 計算簿
	5 成果表及び点の記	6 基準点網図	7 平均図	8 配点図
関 係 書 類	9 精度管理表	10 現地点検簿	11 測量標識の写真	
	12 千葉県公共基準点建標承諾書	13 その他		
	1 千葉県公共基準点使用台帳 (様式第 1 号)			
	2 千葉県公共基準点付近での工事施行協議台帳 (様式第 2 号)			
	3 千葉県公共基準点一時撤去・移転承認台帳 (様式第 3 号)			
	4 千葉県公共基準点使用承認申請書 (様式第 4 号)			
	5 千葉県公共基準点使用承認・不承認通知書 (様式第 5 号)			
	6 千葉県公共基準点使用報告書 (様式第 6 号)			
	7 千葉県街区基準点使用に係る包括承認申請書 (様式第 6 号の 2)			
	8 千葉県街区基準点使用に係る包括承認・不承認通知書 (様式第 6 号の 3)			
	9 千葉県街区基準点使用報告書 (包括承認用) (様式第 6 号の 4)			
	10 千葉県街区基準点使用状況報告書 (包括承認用) (様式第 6 号の 5)			
	11 千葉県公共基準点測量成果の複製承認申請書 (様式第 7 号)			
	12 千葉県公共基準点測量成果の複製承認・不承認通知書 (様式第 8 号)			
	13 千葉県公共基準点異状報告書 (様式第 9 号)			
	14 千葉県公共基準点付近での工事施行協議書 (様式第 10 号)			
	15 千葉県公共基準点付近での工事施行回答書 (様式第 11 号)			
	16 千葉県公共基準点の効用確認報告書 (様式第 12 号)			
	17 千葉県公共基準点一時撤去・移転承認申請書 (様式第 13 号)			
	18 千葉県公共基準点一時撤去・移転承認・不承認通知書 (様式第 14 号)			
	19 千葉県公共基準点一時撤去・移転願書 (様式第 15 号)			
	20 千葉県公共基準点一時撤去・移転完了届 (様式第 16 号)			
	21 千葉県公共基準点標識購入申請・設置協議書 (様式第 17 号)			
	22 千葉県公共基準点標識購入承認書 (様式第 18 号)			
	23 千葉県公共基準点標識設置協議 (回答) (様式第 19 号)			
	24 基準点標識及び測量成果の引継書 (様式第 20 号)			
	25 千葉県公共基準点使用承認申請書 (電子申請用) (様式第 21 号)			
	26 測量法抜粋 (参考 1)			
	27 測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領 (参考 2)			
	28 公共測量実施計画書 (参考 3)			

別表第 4

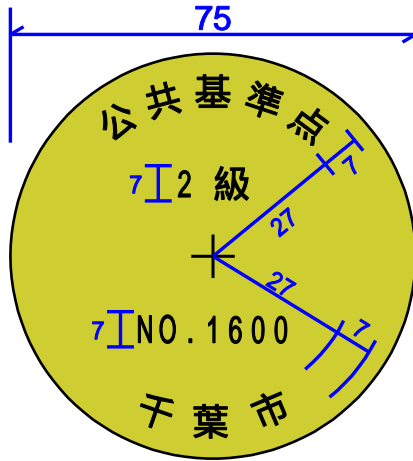
項 目		内 容
使用 機 器	点検・検定 トランシット 光波測距儀 GPS測量機 レベル	千葉県公共測量作業規程に準じる。 1秒読以上 $\pm 5 \text{ mm} \pm D / 50 \text{ 万}$ D:測定距離 スタティック:2級以上 短縮スタティック:1級 水平器感度 40" / 2mm
選 点	使用与点 与点数	千葉県公共基準点 1級・2級 2点以上
制 限	水平角観測 距離観測 GPS観測	千葉県公共測量作業規程に準じる。
判 定	水平角 距離 標高	10秒 以内 (前・後との比較) 5mm 以内 (前・後との比較) 10mm 以内 (前・後との比較)

別 図

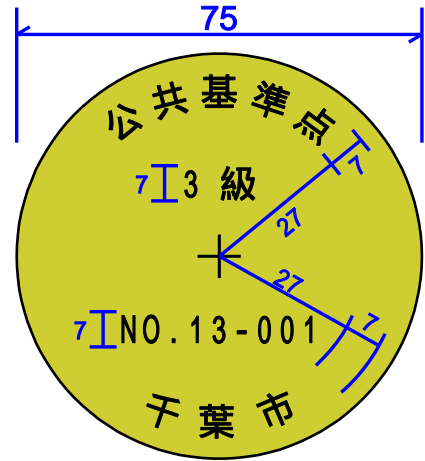
金属標 文字加工 及び 規格（平面図）

単位：mm
縮尺：任意

【 1 級・ 2 級基準点】

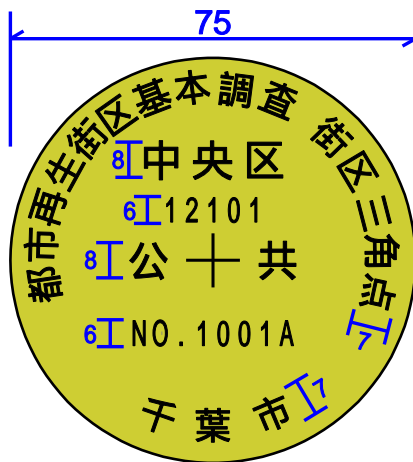


【 3 級基準点】



NO.13-001の「13」は設置した年度の西暦2013年を表す。

【街区三角点】

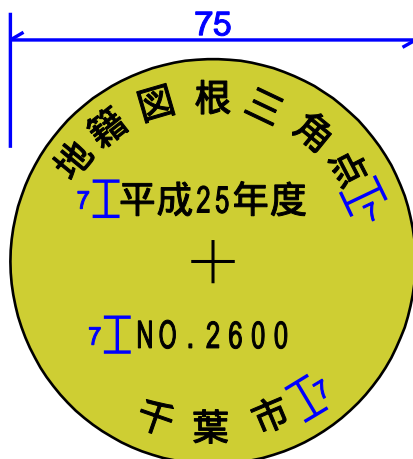


「1201」は区コード
(1201=中央区)

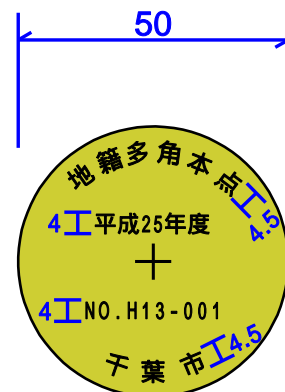
【街区多角点】



【地籍図根三角点】



【地籍多角本点】



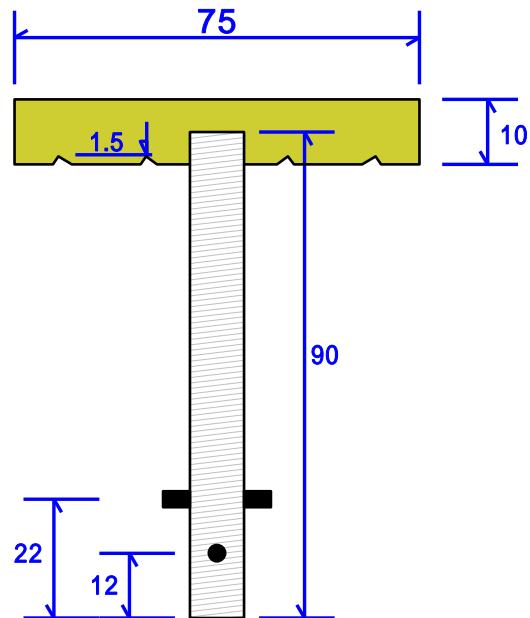
NO.13-001の「13」は設置した年度の西暦2013年を表す。

別 図

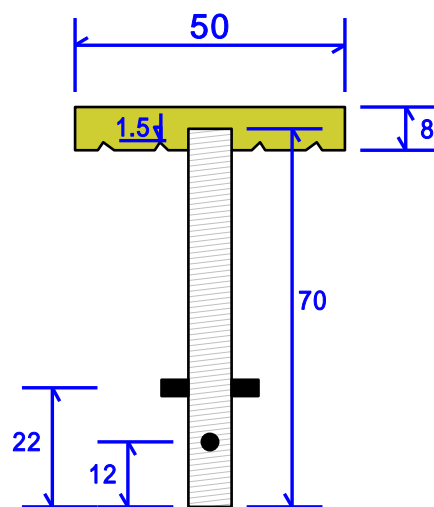
金属標 規格（断面図）

単位：mm
縮尺：任意

【 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級基準点 ・ 街区三角点 ・ 地籍図根三角点 】



【 街区多角点 ・ 地籍多角本点 】



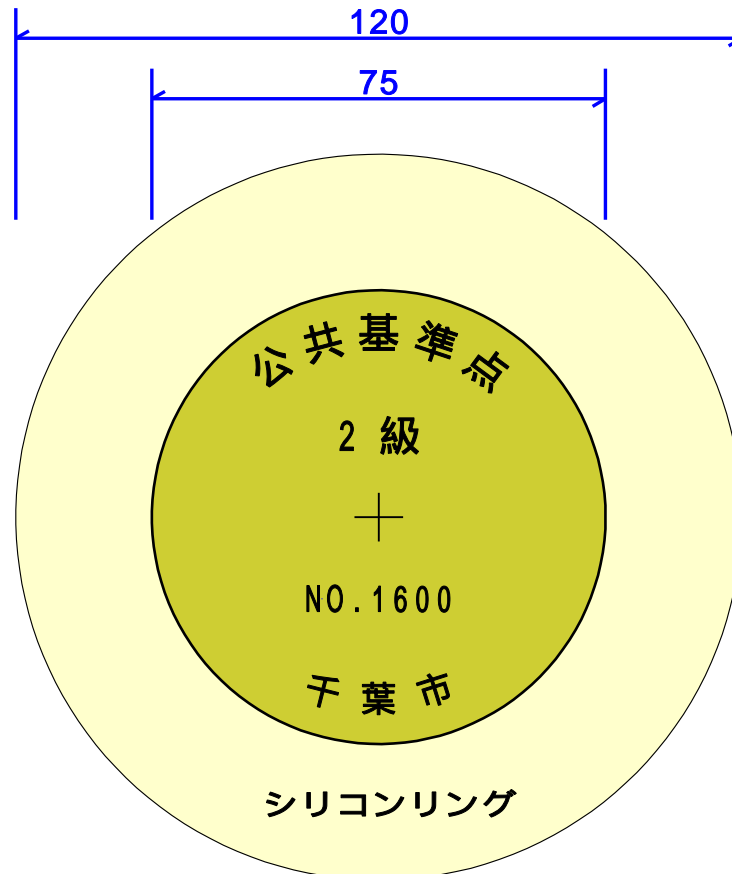
別 図

埋設図 (屋上 A)

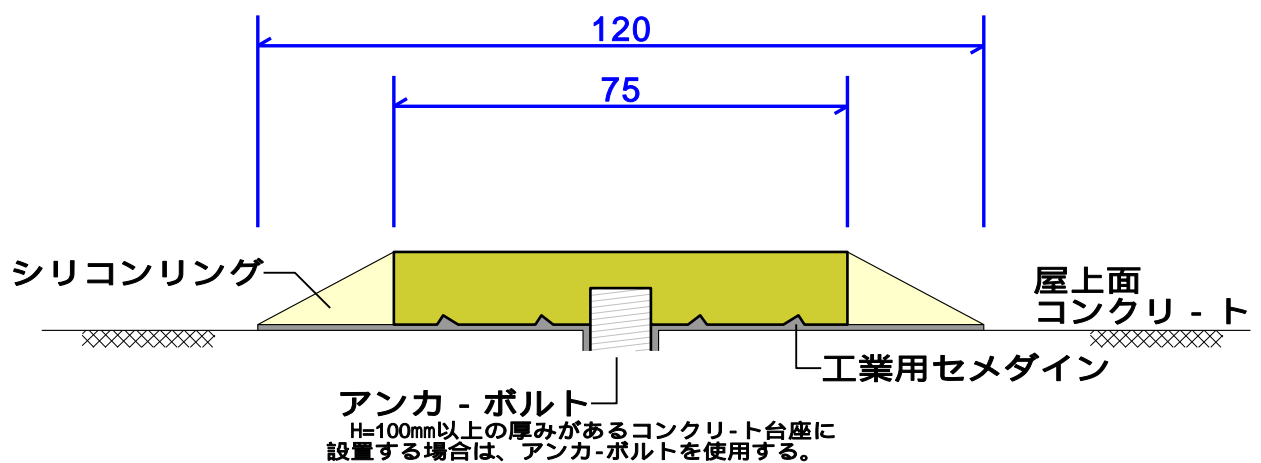
【 1 級・ 2 級基準点・ 街区三角点・ 地籍図根三角点】

平 面 図

単位：mm
縮尺：任意



断 面 図

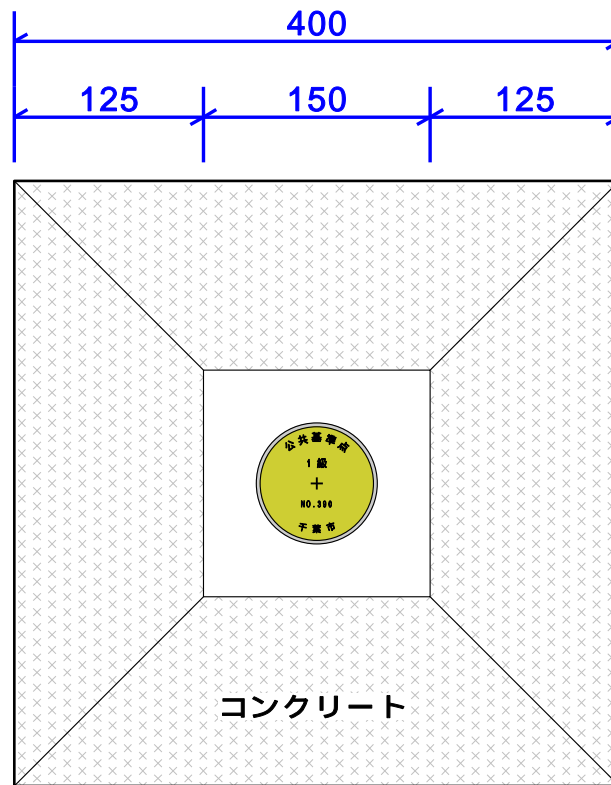


別図

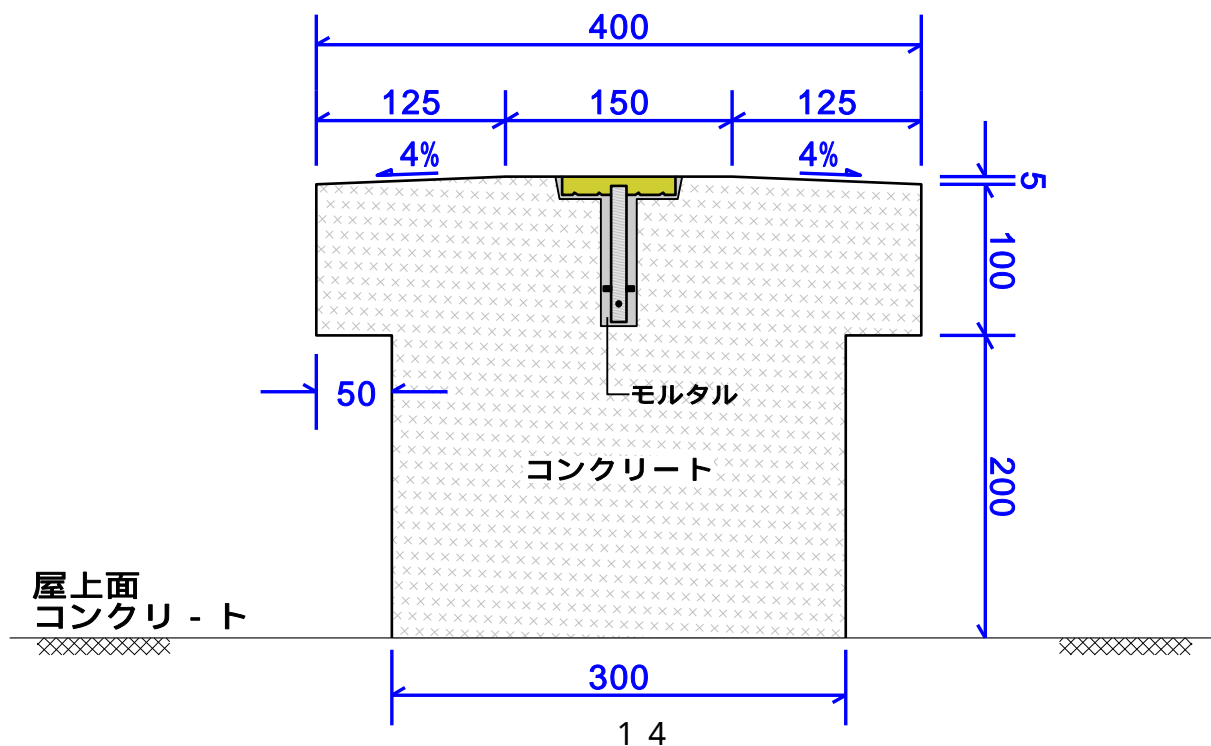
埋設図 (屋上 B)

【1級・2級基準点・街区三角点・地籍図根三角点】

平面図



断面図

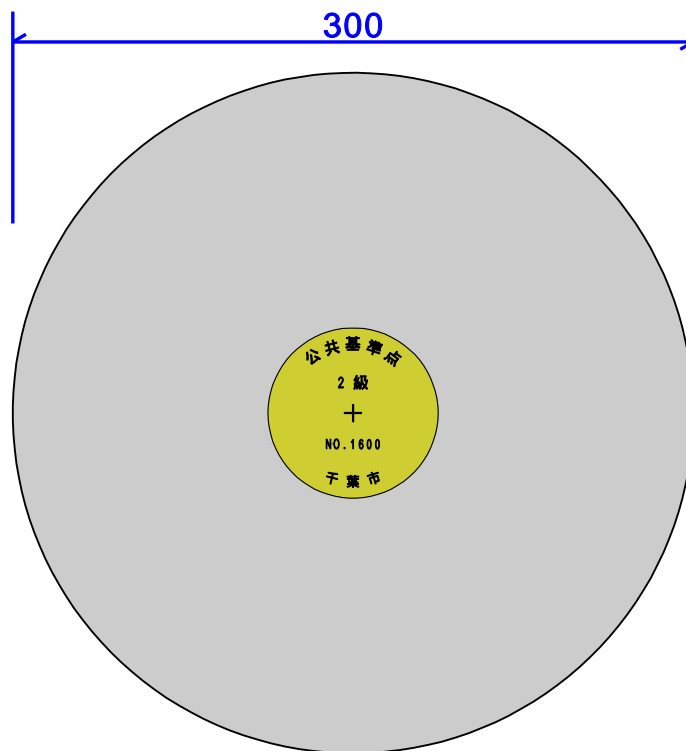


別 図

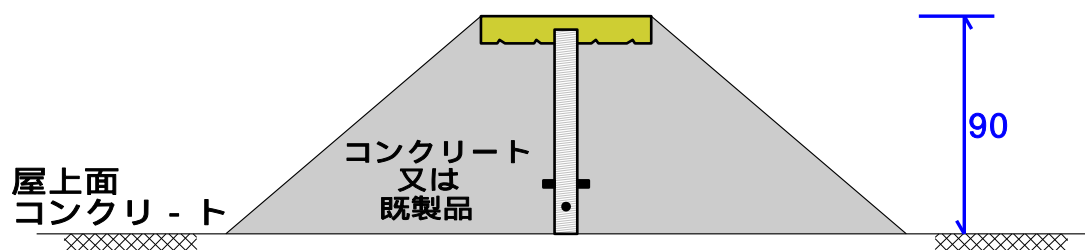
埋設図 (屋上 C)

【 1 級・ 2 級基準点・ 街区三角点・ 地籍図根三角点】

平 面 図



断 面 図



別 図

埋設図 (地上埋標 A) 『コンクリート構造物』

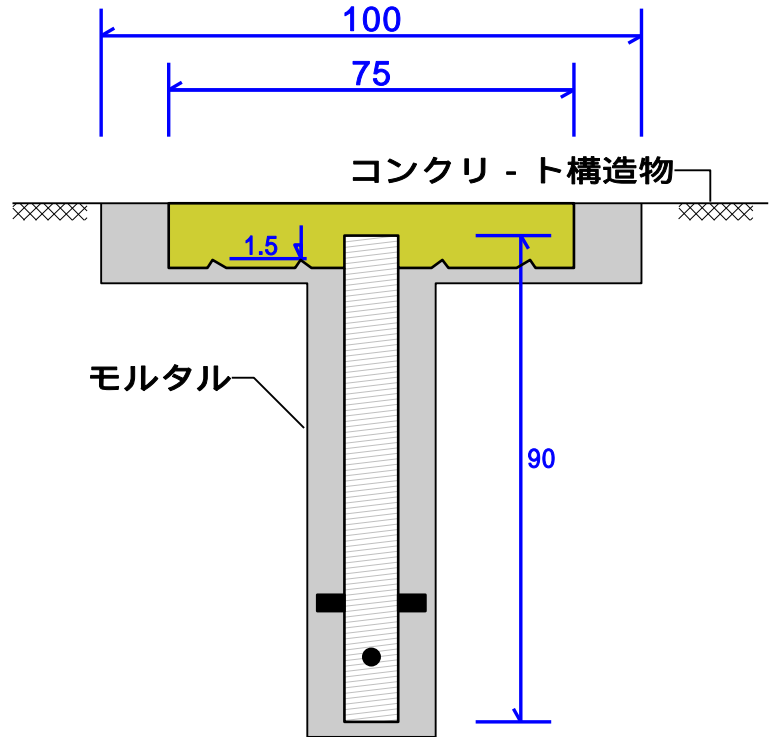
単位：mm
縮尺：任意

【1級・2級・3級基準点・街区三角点・地籍図根三角点】

平面図



断面図

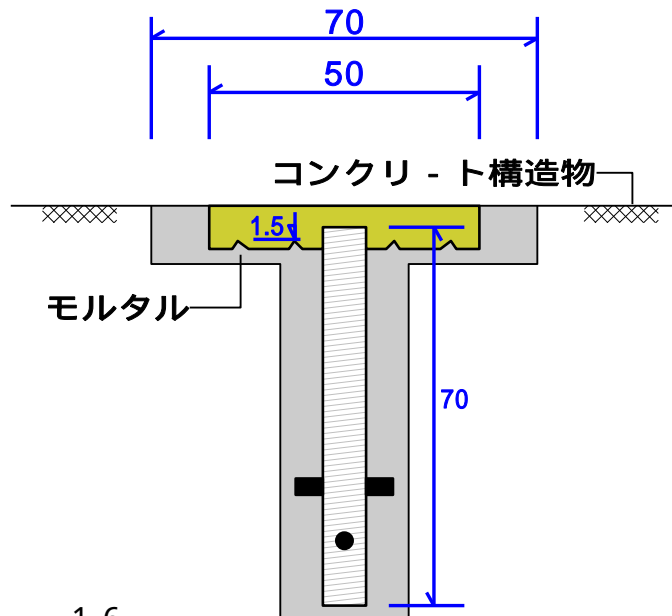


【街区多角点・地籍多角本点】

平面図



断面図



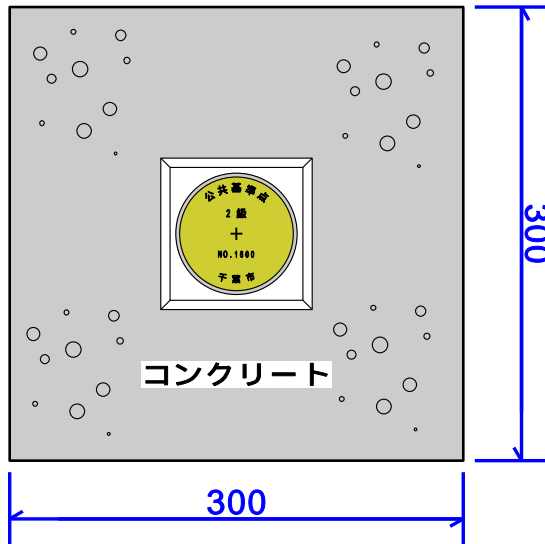
別図

埋設図 (地上埋標 B)

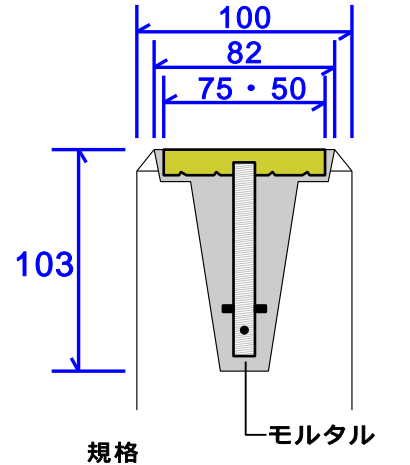
単位：mm
縮尺：任意

【全等級に対応】

平面図



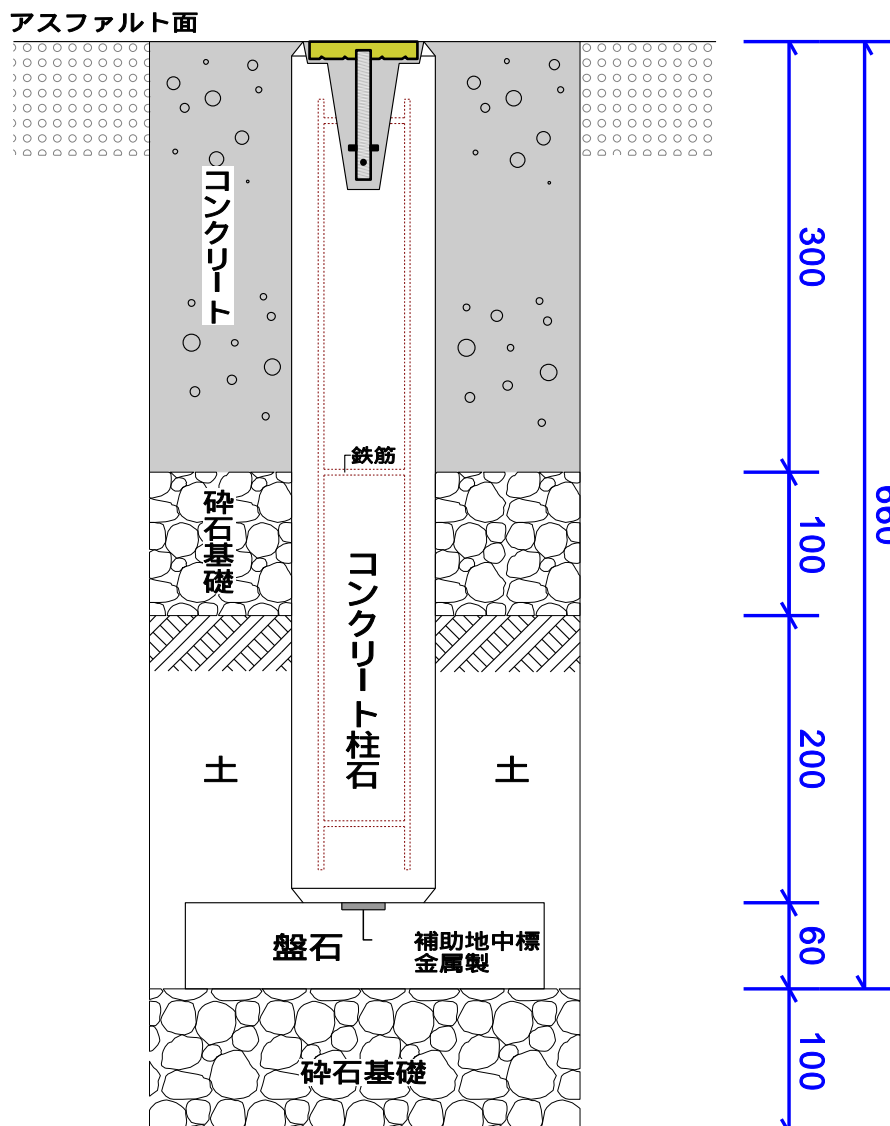
頭部詳細図



規格

1級基準点	75mm
2級基準点	75mm
街区三角点	75mm
地籍図根三角点	75mm
3級基準点	75mm
地籍多角本点	50mm
街区多角点	50mm

断面図



既製品規格

単位：mm

コンクリート柱石
100 × 100 × 600

盤石 250 × 250 × 60

補助地中標
(金属製) 30 × 30

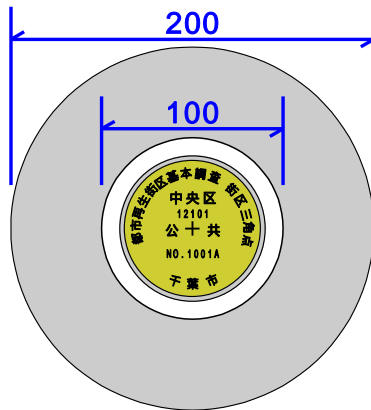
別図

埋設図 (地上埋標 C)

単位：mm
縮尺：任意

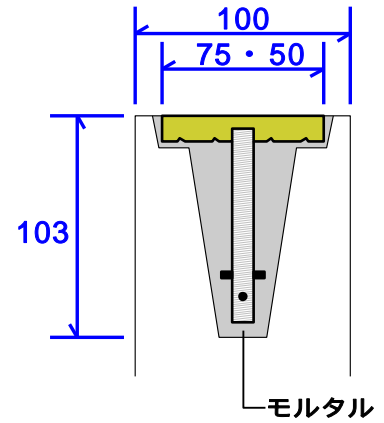
【街区三角点・街区多角点】

平面図



アスファルト面

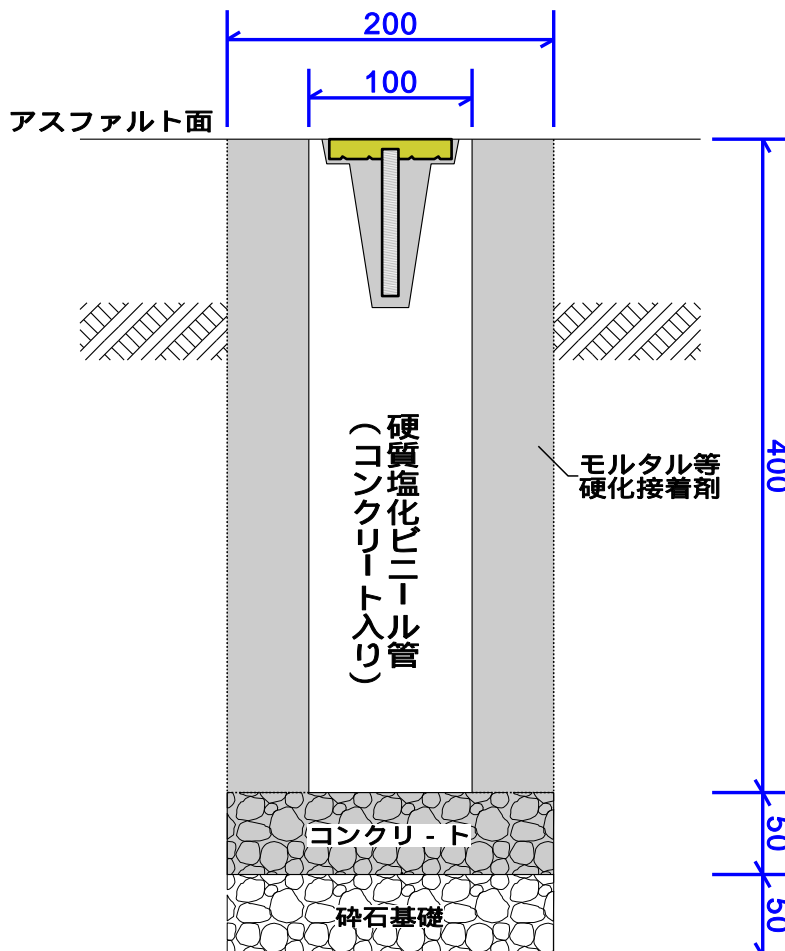
頭部詳細図



規格

街区三角点	75mm
街区多角点	50mm

断面図



既製品規格 単位：mm

硬質塩化ビニール管
(コンクリート入り)

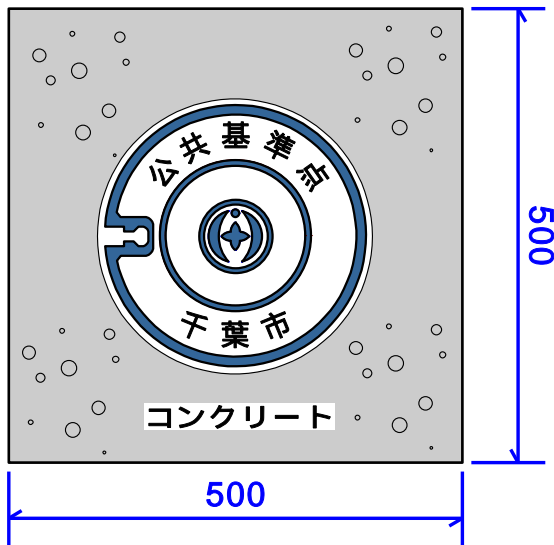
規格 100 × 100 × 400

別図

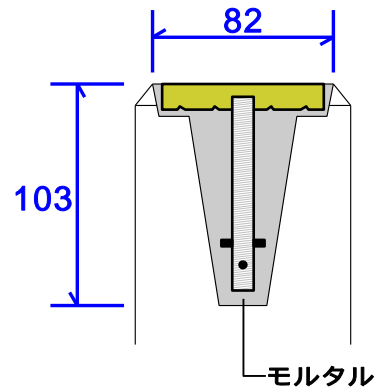
埋設図 (地下埋標)

単位：mm
縮尺：任意

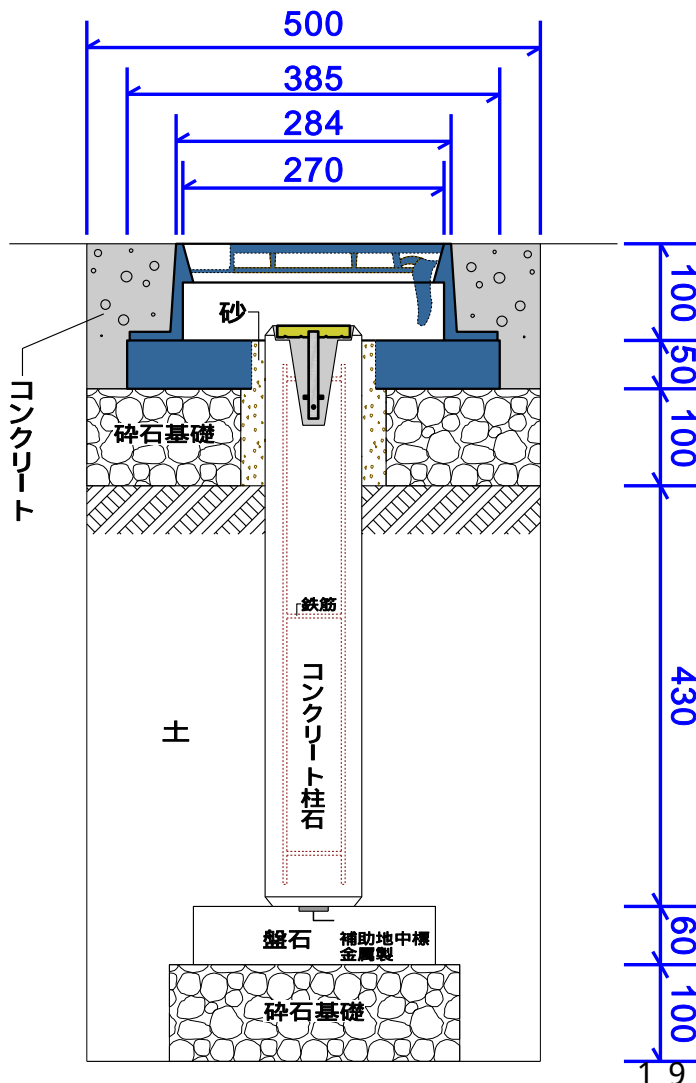
平面図



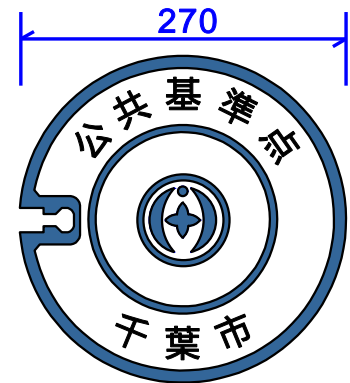
頭部詳細図



断面図



鉄蓋表示



鉄蓋の表示文字については、
監督員と協議を行い決定する。

既製品規格 単位：mm

コンクリート柱石
100 × 100 × 600

盤石 250 × 250 × 60

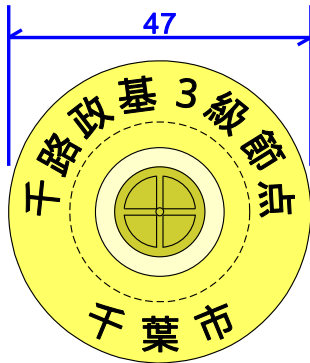
補助地中標
(金属製) 30 × 30

別 図

単位：mm
縮尺：任意

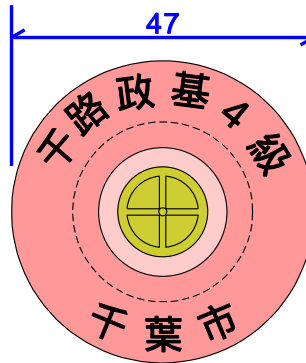
標 識 （ 3 級相当節点及び 4 級相当基準点 ）

【 3 級節点 】



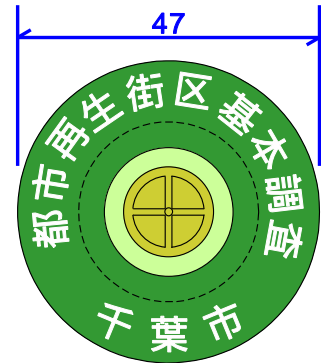
ダブル	黄
文字	黒（全6mm）

【 4 級基準点 】



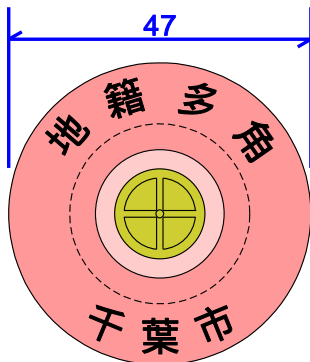
ダブル	赤
文字	黒（全6mm）

【 都市再生街区節点 】



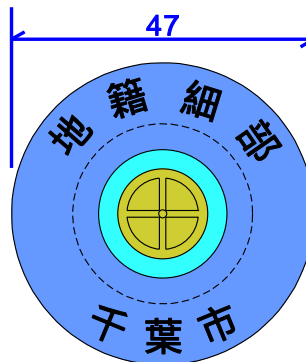
ダブル	緑
文字	白（全6mm）

【 地籍細部図根点 】



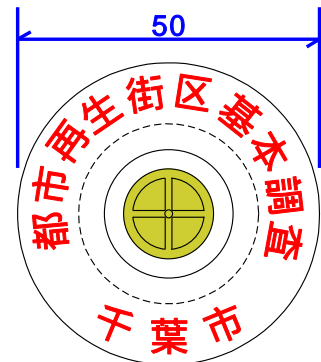
ダブル	赤
文字	黒（全6mm）

【 地籍多角点 】



ダブル	青
文字	黒（全6mm）

【 都市再生街区補助点 】

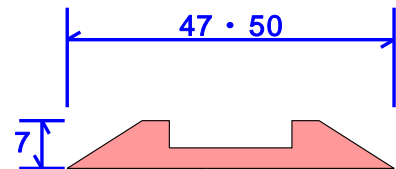
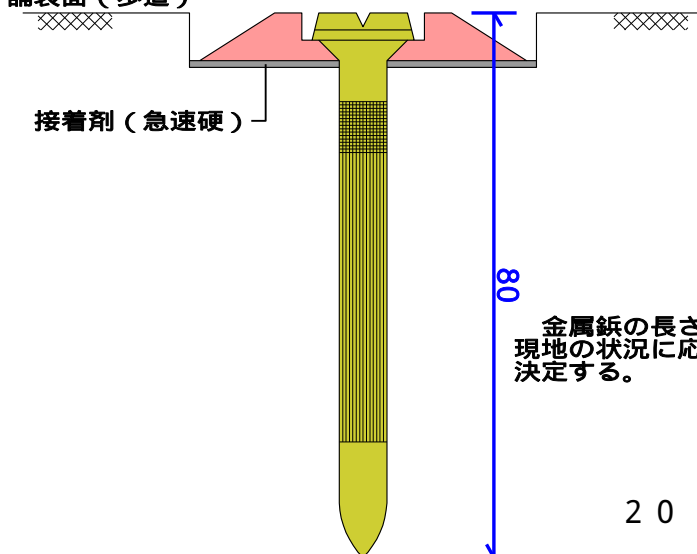


ダブル	アルミ
文字	赤（全6mm）

断 面 図

コンクリート構造物
舗装面（車道）
舗装面（歩道）

接着剤（急速硬）



金属紙の長さについては、
現地の状況に応じて長さを
決定する。

別 図

参考写真（設置状況写真 サンプル）



屋上 A

設置状況



屋上 B

設置状況



屋上 C

設置状況

別 図

参考写真（設置状況写真 サンプル）



地下埋標

設置状況



3級基準点節点 他

簡易 鋳

コンクリート構造物

設置状況



3級基準点節点 他

簡易 鋳

アスファルト面

設置状況

別 図

参考写真 【地上埋標 B】 (工程写真 サンプル)



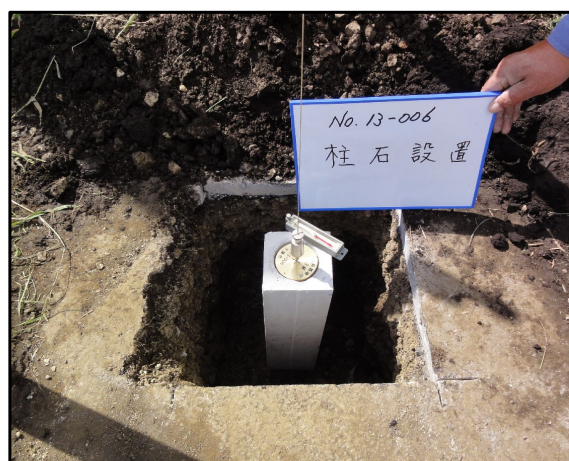
施工前



掘削



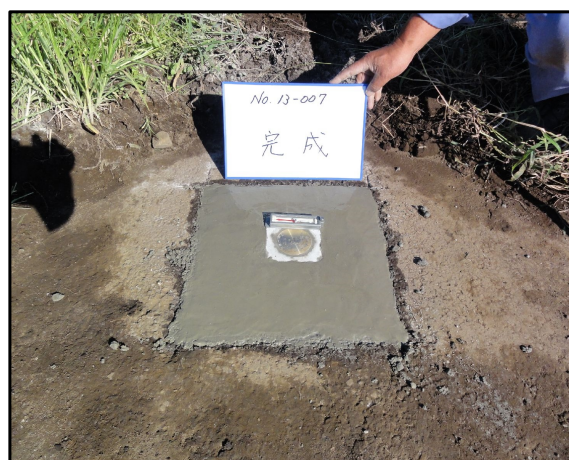
盤石設置



柱石設置



埋め戻し



完成

別 図

参考写真 【地下埋標】 (工程写真 サンプル)



施工前



掘削



盤石設置



柱石設置



埋め戻し



柵設置



完成



受付番号

千葉市公共基準点使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 (計画機関又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は
記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市公共基準点を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

目 的		
測 量 場 所		
使 用 期 間	承 認 日 ~ 年 月 日	
計 画 機 関 (委 任 者)	名 称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
	担 当 者	TEL
作 業 機 関 (受 任 者)	名 称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
	担 当 者	TEL
使用する基準点の名称及び番号	(注) 街区基準点は、区ごとに管理しているため、区名を記入してください。	
	計 点	
添 付 資 料	位置図 (測量場所を赤で着色したもの) を添付してください。	



千葉市公共基準点使用承認・不承認通知書

承認・不承認番号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市公共基準点標識の使用について、下記のとおり承認します。
下記のとおり不承認とします。

記

使用目的		
測量場所		
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	
計画機関	名称	
	担当者	TEL
作業機関	名称	
	担当者	TEL
使用する基準点の名称及び番号 (承認)	計 _____ 点	
不承認とする番号及び理由 (不承認)		
添付書類	別紙の使用条件を厳守し、終了後は使用報告書(様式第6号)に基準点網図及び精度管理表を添付し、提出してください。	
連絡先	千葉市建設局土木部路政課道路台帳係 (TEL043-245-5374)	

使用条件

1 千葉市公共基準点等の使用条件

本基準点の測量成果は、座標変換等で測地成果2011に改定しているため、結合トラス計算等で精度を確認し使用すること。

2 屋上点使用についての使用条件

- ① 屋上点の使用にあたっては、事前(5日前まで)に基準点管理者(担当課)を通して建物の所有者又は管理者へ連絡し、その承諾を得てから使用すること。
- ② 日の出前及び日没後においては、担当課及び建物の所有者等関係人の承諾があった場合を除き使用してはならない。
- ③ 防水加工の施されている箇所へ測量機器を設置する場合は、必ず脚先に「台」等を置き防水加工面を損傷しないよう十分注意すること。
- ④ 建物等では禁煙を厳守し、ゴミ等で汚さないこと。
- ⑤ 建物では指定された履物を使用し、作業靴等での立入りはしないこと。
- ⑥ 屋上への昇降及び高所での作業は、事故を未然に防ぐよう安全管理を十分行うこと。

3 地上点・地下埋標点使用についての使用条件

- ① 路上での作業については安全柵等を設置し、安全対策を十分に行うこと。
- ② 地下埋標点(マンホール形式)の使用に際しては、蓋の開閉時にゴムパッキンを損傷しないよう取扱いには十分注意すること。また使用後はゴムパッキン及び蓋が確実に、設置されているかを確認すること。
- ③ コンクリート石柱・金属標・保護石等の取扱いには十分注意すると共に、その周辺を汚さぬようにすること。
- ④ 基準点使用の際、基準点等を損傷した場合は、速やかに担当課に連絡し、その指示に従い使用者の責任において原形復旧すること。

4 異状の報告

基準点使用に際し、基準点等に異状を認めた場合は「千葉市公共基準点異状報告書」(様式第9号)により、速やかに担当課へ報告すること。

5 千葉市公共基準点使用報告書の提出

千葉市公共基準点の使用後は、基準点網図、精度管理表を添えて、「千葉市公共基準点使用報告書」(様式第6号)を提出すること。

6 千葉市公共基準点承認書の携行

千葉市公共基準点の使用時においては、「千葉市公共基準点使用承認書」を必ず携行すること。

7 その他、疑義の協議

関係法令等を遵守して作業を行うこと。公共基準点の使用に関し疑義がある場合は、路政課と協議すること。

8 使用承認の取り消し等

上記条件を遵守しない場合は、本市より使用者に対して、改善の申し入れを行う。それにもかかわらず、反復継続してその指導に従わず、改善が見込まれない場合は使用承認の取り消しを行う場合がある。

9 担当課 千葉市建設局土木部路政課道路台帳班(TEL043-245-5374)

千葉市公共基準点使用報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

報告者 (計画機関又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

会社名

氏 名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人 (代表者) が手書き
しない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市公共基準点の使用結果を、下記のとおり報告します。

記

承認番号		承認年月日	年 月 日
測量場所			
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
計画機関 (委任者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
作業機関 (受任者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
使用した基準点の名称及び番号	計 _____ 点		
添付書類	基準点網図、基準点精度管理表を添付してください。		



千葉市街区基準点使用に係る包括承認申請書

平成 年 月 日

あて先 千葉市長

申請者
名 称
代表者氏名 (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号 _____
連絡先電子メールアドレス _____@_____

千葉市街区基準点の使用について、下記のとおり包括承認を申請します。

記

使用目的	地積測量図の作成のための測量	
測量場所	千葉市 DID 地区内	
使用期間	承認日 ~ 年 月 日 (間)	
測量方法	GPS 測量、トータルステーション他必要な精度の確保可能な測量方法による。	
計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業担当者	氏 名	
使用する街区基準点の番号	千葉市が管理している全ての街区基準点	
添付書類	千葉県土地家屋調査士会の名簿を添付してください。	

千葉市街区基準点使用に係る包括承認・不承認通知書

承認・不承認番号

平成 年 月 日

様

千葉市長



千葉市街区基準点の使用について下記のとおり承認・不承認とします。

記

使用目的	地積測量図の作成のための測量	
使用場所	千葉市 DID 地区内	
使用期間	承認日～ 年 月 日 (間)	
測量方法	GPS 測量、トータルステーション他必要な精度の確保可能な測量方法による。	
計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	TEL
測量作業担当者	氏 名	
使用する街区基準点の番号		
承認条件	1 千葉市公共基準点管理要綱及び千葉市公共測量作業規程を遵守し、作業を行うこと。 2 別紙の使用条件（包括承認用）を遵守すること。 3 毎月15日までに前月の使用状況を報告すること。	
不承認とする番号及び理由		
連絡先	千葉市建設局土木部路政課道路台帳係 (TEL043-245-5374)	

使用条件(包括承認用)

1 千葉市街区基準点の使用について

- (1)街区基準点の使用にあたって、施設等に立ち入る必要がある場合は、その管理者にあらかじめ作業期間、目的、連絡先等の説明をし、立入りの承諾を得ること。
- (2)路上での作業については、事故を未然に防止するための安全対策を十分行うこと。
- (3)使用にあたっては、測量標の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さぬようにすること。
- (4)街区基準点使用の際、街区基準点本体及び周辺施設等を損傷した場合は、速やかに担当課に連絡し、その指示に従い、自己の責任及び費用で原形復旧すること。
- (5)千葉市街区基準点の使用時においては、土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- (6)日の出前又は日没後に基準点の使用をしてはならない。ただし、市長又は土地所有者等の承諾があるときは、この限りではない。

2 成果表及び点の記の記載内容について

測量標の一時撤去、移転、その他の経年変化等により、交付した街区基準点の成果表や点の記の内容が変更されている場合があるため、注意して使用すること。

3 異状の報告について

土地家屋調査士は、街区基準点の使用に際し、街区基準点等に異状を認めた場合は、速やかに「千葉市公共基準点異状報告書」(様式第9号)を担当課に提出すること。

4 千葉市街区基準点使用報告書(包括承認用)の提出について

土地家屋調査士は、測量作業を終了したときは、毎月10日までに前月の使用結果を「千葉市街区基準点使用報告書(包括承認用)」(様式第6号の4)に基準点網図及び基準点精度管理表を添付し、千葉県土地家屋調査士会に提出すること。その後、千葉県土地家屋調査士会は、毎月15日までに「千葉市街区基準点使用状況報告書(包括承認用)」(様式第6号の5)に、各使用報告書を添付し、担当課に提出すること。

5 法務局で閲覧した街区基準点の成果の使用分について

上記項目4同様の報告書を提出すること。

6 その他、疑義の協議について

関係法令等を遵守して作業を行うこと。街区基準点の使用に関し疑義がある場合は、担当課と協議すること。

7 包括承認の取り消し等について

上記条件を遵守しない場合は、本市より千葉県土地家屋調査士会に対して、改善の申し入れを行う。それにもかかわらず、反復継続してその指導に従わず、改善が見込まれない場合は、包括承認の取り消しを行う場合がある。

8 担当課 千葉市建設局土木部路政課道路台帳係(TEL 043-245-5374)

千葉市街区基準点使用報告書 (包括承認用)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

報告者 (各土地家屋調査士用)

氏 名 (※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市街区基準点の使用結果を、下記のとおり報告します。

記

使用した
街区基準点
の 番 号

※別紙のとおり (月分)

添付書類

基準点網図、基準点精度管理表を添付してください。

※毎月10日までに、前月の使用結果を千葉県土地家屋調査士会経由で路政課に報告してください。

千葉市公共基準点測量成果の複製承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 (計画機関又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市公共基準点測量成果の複製をしたいので、下記のとおり申請します。

記

複製目的			
複製期間	年	月	日～ 年 月 日
複製品の利用方法及び配布の範囲			
配布方法	有償、無償		
計画機関 (委任者)	名 称		
	代表者名		
	所在地		
	担当者	TEL	
作業機関 (受任者)	名 称		
	代表者名		
	所在地		
	担当者	TEL	
複製する基準点の名称及び番号	計 _____ 点		

千葉市公共基準点測量成果の複製承認・不承認通知書

承認・不承認番号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市公共基準点測量成果の複製について、下記のとおり承認します。
下記のとおり不承認とします。

記

複製目的		
複製期間	年 月 日～	年 月 日
計画機関	名称	
	担当者	TEL
作業機関	名称	
	担当者	TEL
複製する基準点の名称及び番号	計 _____ 点	
複製条件	複製した製本1部を提出すること。	
不承認とする理由		
連絡先	千葉市建設局土木部路政課道路台帳係 (TEL043-245-5374)	

千葉市公共基準点異状報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

報告者 住 所
名 称
氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市公共基準点に異状があるので、下記のとおり報告します。

記

基準点番号	異 状 の 程 度	発見年月日	備 考
添 付 書 類	基準点の位置図、写真等を添付してください。		



受付番号	
------	--

千葉市公共基準点付近での工事施行協議書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 (計画機関又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は

記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市公共基準点の付近での工事を施行したいので、公共基準点管理要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき協議します。

記

工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
工 事 概 要		
計 画 機 関 (委 任 者)	名 称	
	担 当 者	TEL
施 工 業 者 (受 任 者)	名 称	
	担 当 者	TEL
測 量 業 者	名 称	
	担 当 者 及び資格	測量士() 測量士補() ※ 測量士又は測量士補登録番号も記入してください。
基 準 点 の 名 称 及 び 番 号		
添 付 書 類	位置図・平面図・構造図等を添付してください。	

千葉市公共基準点付近での工事施行回答書

年 月 日

様

千葉市長

千葉市公共基準点付近における工事施行について、下記のとおり回答します。

記

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日～ 年 月 日
基準点名称 及び番号	
指 示 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地調査をしたところ基準点の一時撤去・移転する必要があるので承認申請書（様式第 1 3 号）を提出すること。 2. 基準点等に何らかの異状が生じた場合は、速やかに連絡すること。 3. 協議書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。 4. 工事が竣工した時は、速やかに効用確認測量を行うこと。 5. 工事竣工後、効用確認測量を千葉市公共基準点管理要綱第 8 条及び 1 2 条の規定に従って行い、報告書（様式第 1 2 条）を提出すること。 6. 報告書の提出後、市長の検査を受けること。 7. その他、関係法令等を遵守すること。 <p style="margin-top: 10px;">連絡先 千葉市建設局土木部路政課道路台帳係 TEL 043-245-5374</p>

千葉市公共基準点の効用確認報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 (計画機関又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

下記工事竣工に伴い、千葉市公共基準点の効用確認のため測量を実施しましたので報告します。

記

工事施行届出年月日	年 月 日	
工 事 件 名		
工 事 場 所		
計 画 機 関 (委任者)	名 称	
	担 当 者	TEL
施 工 業 者 (受任者)	名 称	
	担 当 者	TEL
測 量 業 者 (受任者)	名 称	
	担 当 者	TEL
	資 格	測量士 () 測量士補 () ※測量士又は測量士補登録番号も記入してください。
測量年月日	工事前 年 月 日 工事後 年 月 日	
基準点の名称及び番号		
添 付 書 類	測量結果表及び観測手簿を添付してください。	

測量結果表

観 測 図	<p>注) 1 工事前 (青) と工事後 (赤) を色別にして記入すること。 2 観測手簿を添付すること。</p> <p>上記報告書に基づき検査した結果</p> <ol style="list-style-type: none">1. 千葉市公共基準点に効用阻害が認められない。2. 千葉市公共基準点に効用阻害が認められるので、直ちに改測を実施し、成果の修正を行うよう指示する。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 職 氏名 印</p>
---------------------	---



受付番号

千葉市公共基準点 一時撤去 承認申請書
移 転

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 (計画機関又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

下記により、千葉市公共基準点の一時撤去・移転承認を申請します。

記

申請理由		
工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工事概要		
計画機関 (委任者)	名 称	
	担 当 者	TEL
施工業者 (受任者)	名 称	
	担 当 者	TEL
測量業者 (受任者)	名 称	
	担 当 者	TEL
	資 格	測量士 () 測量士補 () ※登録番号も記入してください。
基準点の名称 及び番号		
添付書類	位置図・平面図・構造図等を添付してください。	

千葉県公共基準点 一時撤去 承認・不承認通知書
移 転

承認・不承認番号
年 月 日

様

千葉市長

千葉県公共基準点の一時撤去・移転を、下記のとおり承認します。
下記のとおり不承認とします。

記

工 事 件 名	
工 事 場 所	
基準点の名称及び番号	
承認の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機能回復は、年 月 日までに行うこと。 2. 機能回復における測量方法は、千葉県公共基準点管理要綱第 10 条の規定に従って行うこと。 3. 機能回復を行う測量業者は、承認申請書に記載された者とする。 4. 機能回復に伴う一切の費用は、申請者が負担すること。 5. 機能回復完了後は、速やかに完了届（様式第 16 号）を提出すること。 6. 完了届提出後、市長の検査を受けること。 7. 移転先は、担当課の指示する場所とすること。 8. 承認申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。 9. 疑義の生じた場合には担当課と協議し、その指示に従うこと。 10. その他、関係法令等を厳守すること。
不承認とする理由	
連 絡 先	千葉県建設局土木部路政課道路台帳係（043-245-5374）

千葉市公共基準点 一時撤去 届出書
移 転

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 (土地所有者又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

下記により、千葉市公共基準点の一時撤去・移転を願いたく届出します。

記

協 議 理 由		
工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工 事 概 要		
施 工 業 者	名 称	
	担 当 者	TEL
基準点の名称 及び番号		
添 付 書 類	位置図・平面図・構造図等を添付してください。	

**千葉県公共基準点 一時撤去 完了届
移 転**

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 (計画機関又は委任の場合は、受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

下記により、千葉県公共基準点の一時撤去・移転が完了しましたので届け出ます。

記

承認番号		承認年月日	年 月 日
工 事 件 名			
工 事 場 所			
完了年月日	年 月 日		
計 画 機 関 (委 任 者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
施 工 業 者 (受 任 者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
測 量 業 者 (受 任 者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
	資 格	測量士 () 測量士補 () ※測量士又は測量士補登録番号も記入してください。	
基準点の名称 及び 番号			
提出成果品	観測手簿、記録簿、計算簿、成果表、点の記、基準点網図、平均図、 精度管理表、現地点検簿、埋標写真、建標承諾書、検定証明書		

千葉市公共基準点 **〔標 識 購 入 申 請 書 設 置 協 議〕**

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 (計画機関又は委任の場合は受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は
記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市公共基準点標識の購入及び設置をしたいので、下記のとおり申請・協議します。

記

目 的				
作 業 期 間				
場 所				
計 画 機 関 (委 任 者)	名 称			
	担 当 者	TEL		
施 工 業 者 (受 任 者)	名 称			
	担 当 者	TEL		
測 量 業 者 (受 任 者)	名 称			
	担 当 者	TEL		
	資 格	測量士 測量士補 ※測量士又は測量士補登録番号も記入してください。		
購 入 本 数 及 び 種 類	1 級 基 準 点	本	1 級 基 準 点 節 点	本
	2 級 基 準 点	本	2 級 基 準 点 節 点	本
	3 級 基 準 点	本	3 級 基 準 点 節 点	本
	4 級 基 準 点	本	4 級 基 準 点 節 点	本
	街 区 基 準 点	本	街 区 基 準 点 節 点	本
	地 籍 図 根 点	本	地 籍 図 根 点 節 点	本
添 付 書 類	位置図 (測量地域を赤で着色したもの) を添付してください。1,2,3 級 を設置する場合は 1/500 程度の設置予定配点図も添付してください。			

千葉市公共基準点標識購入承認書

年 月 日

様

千葉市長

千葉市公共基準点標識の購入を下記のとおり承認します。購入する際にこの承認書の写しを販売会社にお渡してください。

記

承認番号				
購入本数 及び種類	1 級 基 準 点 2 級 基 準 点 3 級 基 準 点 4 級 基 準 点 街 区 基 準 点 地 籍 図 根 点	本 本 本 本 本 本	1 級基準点節点 2 級基準点節点 3 級基準点節点 4 級基準点節点 街区基準点節点 地籍図根点節点	本 本 本 本 本 本
販売会社	住 所 会 社 名 電 話 番 号	千葉市稲毛区轟町 1-9-3 測機社千葉サービス (株) TEL 043-251-1013		
基準点の 名称及び番号				
そ の 他				
連 絡 先	建設局 土木部 路政課 道路台帳係 TEL 043-245-5374			

千葉市公共基準点標識設置協議 (回答)

年 月 日

様

千葉市長

千葉市公共基準点標識の設置について下記のとおり回答します。

記

回 答 番 号				
設置予定本数 及 び 種 類	1 級 基 準 点	本	1 級基準点節点	本
	2 級 基 準 点	本	2 級基準点節点	本
	3 級 基 準 点	本	3 級基準点節点	本
	4 級 基 準 点	本	4 級基準点節点	本
	街 区 基 準 点	本	街区基準点節点	本
	地 籍 図 根 点	本	地籍図根点節点	本
設 置 条 件	別紙のとおり			
設置測量に関する各種法令 規 則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) ・ 測量法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) ・ 千葉市公共測量作業規程 (国国地発第 1002 号) ・ 千葉市公共測量作業規程 (国国地発第 1003 号) ・ 国土交通省公共測量作業規程 (国国地発第 406 号) ・ 千葉市公共基準点管理要綱 ・ 舗装施工便覧 (日本道路協会) ・ 舗装設計施工指針 (日本道路協会) 			
提 出 書 類	業務が完了したら速やかに「基準点標識及び測量成果の引き継ぎ書」及び成果品を提出してください。			
連 絡 先	建設局 土木部 路政課 道路台帳係 TEL 043-245-5374			

設置条件

1、基準点の設置位置の選定

- 1) 選定位置については、公共用地又は公共施設を選定すること。
- 2) 位置の選定にあたっては、事前に地権者や施設の管理者と協議し、その承諾を得ること。
- 3) 千葉市管理の道路を選定する場合は、以下に注意すること。
 - ① 路政課及び各土木事務所と協議すること。ただし、4級基準点鉾は除く。
 - ② 車両や歩行者などの交通の影響が少ない場所に設置すること、また車道に設置する場合、車両の走行輪が直接乗らない場所に設置すること。
 - ③ 歩道の場合、点字ブロックや民地出入り口、切り下げ等の傾斜部を避けて設置すること。

2、基準点標識の構造及び番号

- 1) 構造は別図1～18のとおりとする。ただし、それによりがたい場合は路政課と協議すること。
- 2) 基準点の番号は、路政課と協議をして決定すること。
 - ・ 千葉市1、2級基準点は、各基準点の通し番号（末番）を付ける。
 - ・ 千葉市3級基準点は、年度^{ハイフン}通し番号（末番）の順に番号を付ける。
 - ・ 千葉市1～3級基準点の節点は、通し番号（末番）を付ける。
 - ・ 4級基準点及び節点は、年度^{ハイフン}任意の番号（ただし、付近の基準点に重複しない番号）順に番号を付ける。
 - ・ 既に番号管理されている街区基準点、地籍図根点及び上記基準点は、同一番号を付ける（変更は原則不可）。

3、その他

- 1) 千葉市管理道路に基準点を設置する際、又は設置後の道路復旧については、路政課及び各土木事務所と協議すること。ただし、4級基準点鉾を除く。
- 2) 公共の用に供している道路に設置する場合は、道路使用許可をとること。
- 3) 道路を掘削する場合、地下埋設物に注意すること。
- 4) 関係法令を遵守すること。

基準点標識及び測量成果の引継書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 (計画機関又は委任の場合は、受任者でも可)

住 所

名 称

氏 名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

下記により、基準点を新設しましたので、基準点標識及び測量成果を引き継ぎます。

記

承認番号		承認年月日	年 月 日
工 事 件 名			
工 事 場 所			
完了年月日	年 月 日		
計 画 機 関 (委 任 者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
施 工 業 者 (受 任 者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
測 量 業 者 (受 任 者)	名 称		
	担 当 者	TEL	
	資 格	測量士 () 測量士補 () ※測量士又は測量士補登録番号も記入してください。	
基準点の名称 及び 番号			
提出成果品	観測手簿、記録簿、計算簿、成果表、点の記、基準点網図、平均図、精度管理表、現地点検簿、埋標写真、建標承諾書、検定証明書		

千葉県公共基準点使用承認申請書（電子申請用）

平成 年 月 日

（あて先）千葉県長

申請者（計画機関、但し委任の場合は受任者でも可）

住 所

名 称

担当者

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

千葉県公共基準点を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的

測量場所

使用期間 承認日 ～ 平成 年 月 日

計画機関 所在地

（委任者） 名 称

代表者名

担 当 者

電 話

作業機関 所在地

（受任者） 名 称

代表者名

担 当 者

電 話

使用する基準点の名称及び番号（※必ず事前に基準点の番号をお確かめください。）

1 級 (0) 点

2 級 (0) 点

3 級 (0) 点

街区基準点 (0) 点

地籍図根点 (0) 点

計 0点

連絡先 千葉県建設局土木部路政課道路台帳係 TEL 043-245-5374

(参考1)

「測量法」抜粋

昭和24年6月3日

法律 第188号

第2章 基本測量

(測量標の保全)

第22条 何人も、移転・き損・その他の行為により、基本測量のため設置した測量標の効用を害してはならない。

(測量標の移転の請求)

第24条 永久標識又は一時標識のき損その他その効用を害するおそれがある行為を当該標識の敷地又はその附近でしようとする者は、理由を詳記した書面をもって都道府県知事を経由して(国又は都道府県が行為をしようとする場合においては、直接に)、国土地理院の長に当該標識の移転を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求の書面を受け取ったときは、意見を附して送付しなければならない。

3 国土地理院の長は、第1項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による標識の移転に要した費用は、移転を請求した者が負担しなければならない。

(測量標の使用)

第26条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量のために設置した測量標を使用することができる。

第3章 公共測量

(基本測量に関する規定の準用)

第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。

この場合において、第14条から第18条まで、第21条及び第23条から第26条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第19条及び第20条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとする。

(測量成果の使用)

第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、測量計画機関の長がその測量成果が当該測量に関して適切なものであるか否かを確かめるために当該測量成果を作成した測量計画機関の長の承認を得なければならない。

2 前項の場合においては、測量成果に、使用した公共測量の測量成果を明示しなければならない。

第5章 測量士及び測量士補

(測量士及び測量士補)

第48条 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

2 測量士は、測量に関する計画を作製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作製した計画に従い測量に従事する。

第8章 罰 則

第61条 第22条(第39条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は、百万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 1 第26条(第39条において準用する場合を含む。)の規定に違反して測量標を使用した者
- 2 第29条前段の規定に違反した者
- 3 第30条第1項の規定に違反した者

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領

平成20年3月31日
国地達第13号

(趣旨)

第1条 測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)第29条の規定に基づく測量成果の複製承認の基準及びその取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(承認が必要な複製)

第2条 法第29条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するものを除く。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
- 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はCD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
- 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈(以下「(運)」とする。)

第2条関係

「刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1. 書籍、冊子、報告書、リーフレット等(以下「書籍等」という。)の場合
 - 一 書籍等の1ページの大きさに対し1/4以下の大きさで地図等の一部を掲載するもの
 - 二 書籍等の1ページの大きさに対し1/2以下の大きさで地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の30%以内で利用するもの
 - 三 書籍等の1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさで地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の10%以内で利用するもの

四 書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用するもの

2. Webサイト等の場合

一 300×400ピクセル以下の大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載するもの

二 300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載しようとする場合は、Webサイト全体の中で5枚まで利用するもの

ただし、スクロール機能により画面の大きさ以上の地図等を見ることができるところを除く。

（承認）

第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

一 複製しようとする測量成果（以下、「原成果」という。）を変更せず、同一のものを作成する目的で複製しようとするもの又は法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行若しくは電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。ただし、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項に規定する基盤地図情報については、この限りでない。

二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの

三 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの

四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの

五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）の正確さを確保する上で適切でないもの

六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

（承認の条件）

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示すること

二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること

三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製

した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること

四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運)第4条関係

四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。

1 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17第1項に規定する日本工業規格をいう。）X7115に準拠したメタデータを作成すること。

なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報を併せ記載すること。

2 営利を目的とした複製であって、次に掲げるいずれかに該当するものは別途、測量成果の利用に関する契約を締結し、測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること

- 一 複製しようとする測量成果（以下「原成果」という。）に対し、手を加えてあっても原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないもの
- 二 基盤地図情報をそのまま複製するもの

(報告の徴収)

第5条 国土地理院の長は、承認を得た者に対し、承認に係る複製品に関して必要な報告を求めることができる。

(二次的複製)

第6条 承認を得た者以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするときは、法第29条の規定の適用を受けるものとする。

(承認取消の届出)

第7条 承認を得た者が当該承認の取消しを求めようとするときは、速やかに国土地理院の長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 国土地理院の長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができる。

- 一 前条に基づく届出があったとき
- 二 承認後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 三 承認に付した条件に従わなかったとき

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

- 一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの
- 二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が原成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果の複製)

第10条 国土地理院が実施する公共測量の測量成果の法第43条の規定に基づく複製承認の基準及びその取扱いについては、この要領を準用する。

附 則

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領(平成11年国地達第7号)は廃止する。

(参考3) (A4判)

<h2 style="margin: 0;">公共測量実施計画書</h2> <p style="margin: 0;">測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。</p> <p style="margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">〒</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">所在地</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">測量計画機関 名称</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">代表者</p> <p style="margin: 0;">国土地理院長 殿</p>		文書番号
測 量 の 目 的		
測 量 地 域		
作 業 量		
測 量 期 間		
測 量 精 度		
測 量 方 法		
使用する測量成果の種類及び内容		
基本測量成果入手年月日		
測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号		
測量 作業 機関	名 称	
	測量業者登録番号	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
	主任技術者氏名及び測量士登録番号	
作業 規程	書類提出年月日	
	承認年月日	
	承認番号	
測量標・測量成果の使用承認申請書提出年月日		
備 考		

- 記載要領 ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

千葉市公共基準点管理要綱

平成 7年3月 発行

平成26年6月 改訂

千葉市 建設局 土木部 路政課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 TEL 043-245-5374